

上板町防災士会会則

(名 称)

第1条 本会は、上板町防災士会（以下「防災士会」という）と称する。

(会 員)

第2条 防災士会は、上板町在住で、日本防災士機構の「防災士資格取得試験」に合格し本会の趣旨に賛同した者で構成する。また、徳島県地域防災推進員養成研修終了者で本会の趣旨に賛同した者は「準会員」として登録することが出来る。

(事務局)

第3条 防災士会の事務局は、上板町役場 企画防災課 内に置く。

(目 的)

第4条 防災士会は、防災士会会員の知見並びに技能を行政と協働し、地域防災力の向上を図り、もって住民の安心、安全確保に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 防災士会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災活動の普及、啓発に関する事
- (2) 自主防災組織設立に係る支援
- (3) 地震等自然災害に対する防災、減災対策に関する事
- (4) 自主防災組織の強化に関する事
- (5) 会員相互の研修に関する事
- (6) その他、防災士会の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第6条 防災士会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 理 事 | 若干名（会長及び副会長を含む） |
| (4) 監 事 | 2 名 |

(役員を選出方法)

第7条 理事及び監事は、総会において会員の互選によりきめる。

- 2 会長及び副会長は理事の互選による。
- 3 役員が欠けたときは、補欠を選任することができる。
- 4 会長、副会長、監事は相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 役員は次に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

- (1) 会長は、防災士会を代表し、会務を総理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する
- (4) 監事は防災士会の会計を監査する

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 役員が欠けたことにより、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(総会構成及び招集)

第10条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し事業計画、事業報告、その他防災士会の運営に係る重要事項について審議する。
- 3 会長は会議の議長となり、議事を総理する。
- 4 会長は、必要と認める場合は、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(理事会)

第11条 理事会は、総会に提出すべき次の議案を決定する。

- (1) 事業計画
 - (2) 事業報告
 - (3) その他、防災士会の運営に係る重要事項
- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき、随時開催するものとする。

- 3 理事会の議長は会長がこれに当たる。
- 4 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(会計年度)

第12条 防災士会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日をもって終わる。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、防災士会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

- 2 会計の設置及び監事の選出については、それぞれ必要な時に総会の決定で行うものとする。
- 3 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

附則

この会則は平成26年8月5日から施行する。